

令和6年

# 12月2日以降の保険証について

## ●マイナ保険証とは？

マイナンバーカードを健康保険証として利用するためにマイナポータル等で登録したものです。マイナンバーカードを作成しただけでは、健康保険証として利用できません。

マイナ保険証の利用登録を行ったか確認したい場合は、マイナポータルの「健康保険証利用登録の申込状況」をご確認下さい。



登録がまだの方は、マイナポータルからの登録が便利です♪

STEP 1 登録に必要なものを用意する

- ・マイナンバーカード
- ・マイナンバーカードの4桁暗証番号
- ・マイナンバーカード読み取り対応のスマートフォン
- ・マイナポータルアプリ

インストールは  
こちらから →



〈iPhone〉



〈Android〉

STEP 2 マイナポータルアプリからマイナンバーカードを健康保険証として登録する



アプリ内の健康保険証利用登録画面から、暗証番号の入力とマイナンバーカードの読み取りをするだけ！

## ●今、保険証を持っているが、12月2日以降は使えなくなるの？

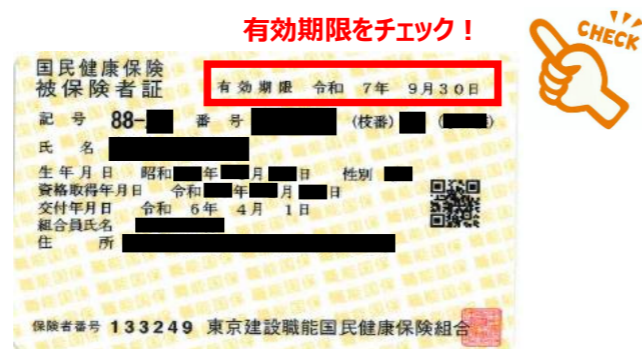
現在の保険証は

**令和7年9月30日まで使えます**

現在お手元にある保険証は、有効期限の令和7年9月30日まで使用することができます。

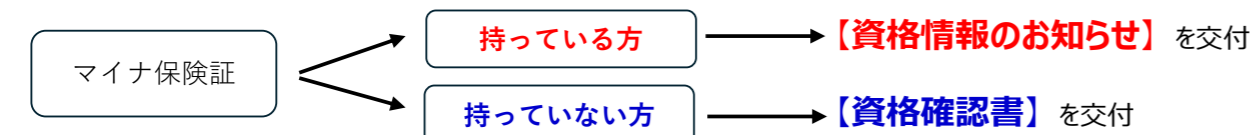
12月2日以降も今まで通り保険証を提示することで、病院や薬局を受診することができます。

\* 後期高齢者医療制度に移行される方は有効期間が異なります。



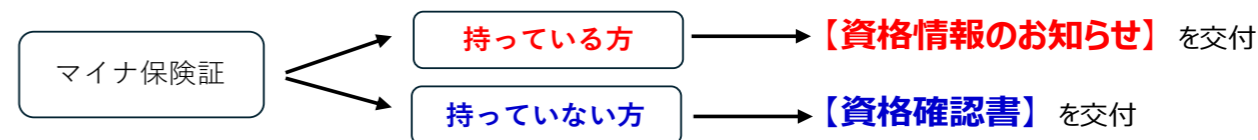
**令和7年10月1日以降**

令和7年10月1日以降については、今の保険証は使えません。マイナ保険証の登録状況を確認し、「資格情報のお知らせ」または「資格確認書」を交付いたします。


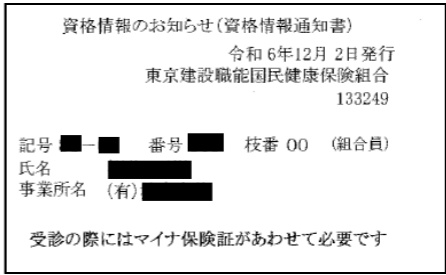


## ●12月2日以降、新規・追加加入、住所等の変更、再交付の申請をした場合はどうなるの？

今の保険証を新たに交付することができないため、マイナ保険証の登録状況を確認し、「資格情報のお知らせ」または「資格確認書」を交付いたします。



## ●「資格情報のお知らせ」と「資格確認書」とは？

	資格情報のお知らせ	資格確認書
誰に交付されるもの？	マイナ保険証を <b>持っている</b> 方	マイナ保険証を <b>持っていない</b> 方
どんな時に使うの？	<p>医療機関の設備等の理由で、マイナ保険証で受診できない医療機関等の場合は、マイナ保険証と「資格情報のお知らせ」を一緒に提示することにより受診可能となります。マイナポータルからダウンロードも可能です。</p> <p><b>* 資格情報のお知らせのみでは、受診はできません。必ずマイナ保険証とセットでご提示下さい。</b></p> <p>マイナポータルへはこちらから → </p> <p>イメージ</p> 	<p>現在の保険証に代わるもので、医療機関の窓口へ提出することにより、今までと変わらず保険診療を受けることができます。</p> <p>イメージ</p> 